

アクションプランを実現するための提案～栃木県

栃木県産業労働観光部労働政策課

1 提案内容

- ① 宇都宮ハローワークの出張所である「駅前プラザ」及び同プラザ内の「新卒応援ハローワーク」について県への移管を求める。(平成24年4月から)
- ② 「駅前プラザ」等移管後、「駅前プラザ」にないハローワークの他の機能を段階的に移管し、平成26年3月までにはハローワーク機能のすべてを扱えるものとし、平成26年4月には宇都宮ハローワークの移管を完了する。

2 移管の対象となる機能・執行体制等

(1) 現行の駅前プラザ機能と追加する機能は次のとおり

①現在の機能

- 職業紹介(求職・求人、情報システム端末へのアクセス権)
- 新卒応援ハローワーク、マザーズサロン等

②追加する機能

- 職業訓練の受講指示を含む職業訓練相談
- 雇用保険の認定、支給等に関する業務
- 各種助成制度の取扱い
- 上記権限業務を執行する上で、必要な労働局事務権限

(2) 権限業務以外の普及啓発業務や内部事務等についても移管する

3 執行体制

知事の指揮下において次のように事務が執行できることを基本とする。

- ① 駅前プラザの職員は、割愛等の措置を行い、知事の指揮下で業務を行うこと。また、権限移管の進捗にあわせ必要な人員は移管すること。
- ② 移管した事業について必要な財源(運営費、人件費、事業費)は国が負担すること。権限移管の進捗にあわせて必要な財源の移譲も行うこと。
- ③ 運営協議会は、関係機関との連絡調整を行うために、知事が任意に設置する。運営方針は、必要に応じ、知事が作成するものとする。

4 県が行う「一体的な実施」の内容

県の行う各分野の各種の事業との一元的実施を可能なものとする。

- ①福祉 ②職業訓練 ③産業振興 ④教育

5 中長期的な移管について

今回提案するハローワーク移管の成果を踏まえて、最終的に県域全てのハローワークの移管を目指すものとする。

ハローワーク移管方法について(栃木県案)

現在

Step1(H24.4~)

Step2(~H26.3)

Step3(H26.4~)

